

議案第 1 号

成田市都市計画審議会傍聴要綱の改正について（付議）

令和元年 12 月 23 日

成 都 審 第 2 号

令和元年12月5日

成田市都市計画審議会

会長 宗 藤 睦 夫

成田市都市計画審議会傍聴要綱の改正について（付議）

このことについて、成田市都市計画審議会設置条例第7条の規定に基づき、
本審議会に付議します。

成田市都市計画審議会傍聴要綱（案）

成田市都市計画審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 審議会の傍聴を希望される方は、審議会の開催予定時刻までに、会場受付において、傍聴者受付簿に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従い待機してください。

なお、会議の開始後においても、傍聴者が定員に達しない場合においては、定員に達するまで傍聴の受付を行います。

- (2) 傍聴の受付は先着順に行いますが、傍聴を希望される方が会議の開催予定時刻までに定員を超えた場合は抽選により決定いたします。

なお、定員は審議会を開催する会場によって異なりますので、開催の度に決定するものとします。

- (3) 審議会の傍聴者として決定された方は、係員の指示に従い会場に入場してください。

2 傍聴者の遵守事項

審議会の傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議開催中は、会長の指示に従い、静粛に傍聴すること。
- (2) 会場において発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用する示威的行為等をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可を得ない限り、会場内で写真撮影、録音、録画等をしないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、審議会を傍聴するに当たって、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記「傍聴者の遵守事項」に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただくことがあります。

新旧対照表

改正案	現行
成田市都市計画審議会傍聴要綱 1 傍聴する場合の手続 (1) 審議会の傍聴を希望される方は、審議会の開催予定時刻までに、会場受付において、傍聴者受付簿に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従い待機してください。 <u>なお、会議の開始後においても、傍聴者が定員に達しない場合においては、定員に達するまで傍聴の受付を行います。</u> (2) 傍聴の受付は先着順に行いますが、傍聴を希望される方が<u>会議の開催予定時刻までに定員を超えた場合は抽選により決定</u>いたします。 なお、定員は審議会を開催する会場によって異なりますので、開催の度に決定するものとします。 (3) 審議会の傍聴者として決定された方は、係員の指示に従い会場に入場してください。 2 傍聴者の遵守事項 審議会の傍聴者は、次の事項を遵守してください。 (1) 会議開催中は、会長の指示に従い、静粛に傍聴すること。 (2) 会場において発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。	成田市都市計画審議会傍聴要綱 1 傍聴する場合の手続 (1) 審議会の傍聴を希望される方は、審議会の開催予定時刻 <u>20分前から 5 分前</u>までに、会場受付において、傍聴者受付簿に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従い待機してください。 (2) 傍聴の受付は先着順に行いますが、傍聴を希望される方が定員を超えた場合は抽選により決定いたします。 なお、定員は審議会を開催する会場によって異なりますので、開催の度に決定するものとします。 (3) 審議会の傍聴者として決定された方は、係員の指示に従い会場に入場してください。 2 傍聴者の遵守事項 審議会の傍聴者は、次の事項を遵守してください。 (1) 会議開催中は、会長の指示に従い、静粛に傍聴すること。 (2) 会場において発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

- (3) 張り紙, ゼッケン, たすき, 旗等を使用する示威的行為等をしないこと。
- (4) 会場において, 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可を得ない限り, 会場内で写真撮影, 録音, 録画等をしないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し, 会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は, 審議会を傍聴するに当たって, 係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記「傍聴者の遵守事項」に違反したときは, これを注意し, なお, これを改めないときは, 退場していただくことがあります。

- (3) 張り紙, ゼッケン, たすき, 旗等を使用する示威的行為等をしないこと。
- (4) 会場において, 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可を得ない限り, 会場内で写真撮影, 録音, 録画等をしないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し, 会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は, 審議会を傍聴するに当たって, 係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記「傍聴者の遵守事項」に違反したときは, これを注意し, なお, これを改めないときは, 退場していただくことがあります。

議案第 2 号

成田都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害
防止特別地区の変更について（千葉県決定）

令和元年 12 月 23 日



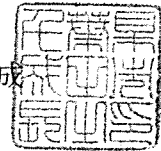
成都計第1194号

令和元年12月9日

成田市都市計画審議会

会長 宗藤 睦夫 様

成田市長 小泉 一成



成田都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止
特別地区の変更について（諮問）

令和元年7月18日付け都計第227号－2で千葉県知事より意見照会が
ありましたので、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき貴審議会の
意見を求めます。

成田都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更
(千葉県決定)

都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
航空機騒音障害防止地区	約 2, 9 8 1 ha	成田国際空港
航空機騒音障害防止特別地区	約 1, 3 8 5 ha	成田国際空港

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針の変更に伴い、航空機の騒音により生じる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図るため、航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を本案のとおり変更しようとするものである。

成田都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更理由書

成田国際空港は、今や年間約4,000万人に利用される東アジアを代表する国際拠点空港として、産業や観光振興、経済の発展において必要不可欠なインフラとなっている。

また、国においては、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを掲げており、観光ビジョン目標の達成、国際競争力の強化、国内各地への経済波及効果の観点から首都圏空港としての機能強化を図ることとしており、成田国際空港と東京国際空港を合わせ、航空機年間発着回数約100万回に向けた取組みを進めているところである。

このような背景の中、成田国際空港は、平成30年3月に国、県、空港周辺9市町、成田国際空港株式会社の四者でB滑走路の延伸、C滑走路の増設や夜間飛行制限の変更といった更なる機能強化について合意し、航空機年間発着容量50万回を担うこととなっている。

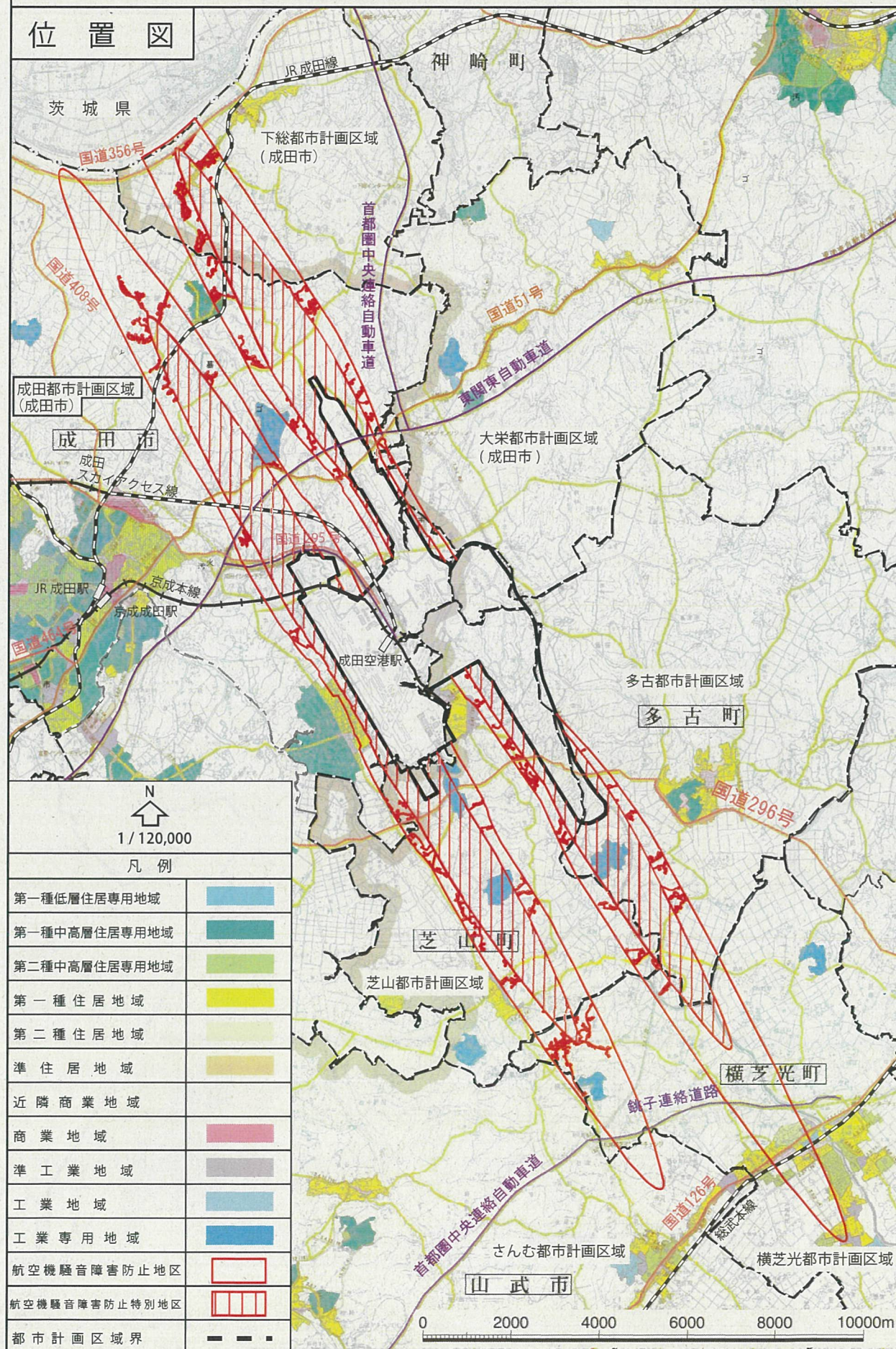
今回、更なる機能強化に伴い、成田国際空港周辺地域については、航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地区が拡大することから航空機の騒音により生ずる障害を防止しあわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があるため、航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を変更するものである。

新 旧 対 照 表

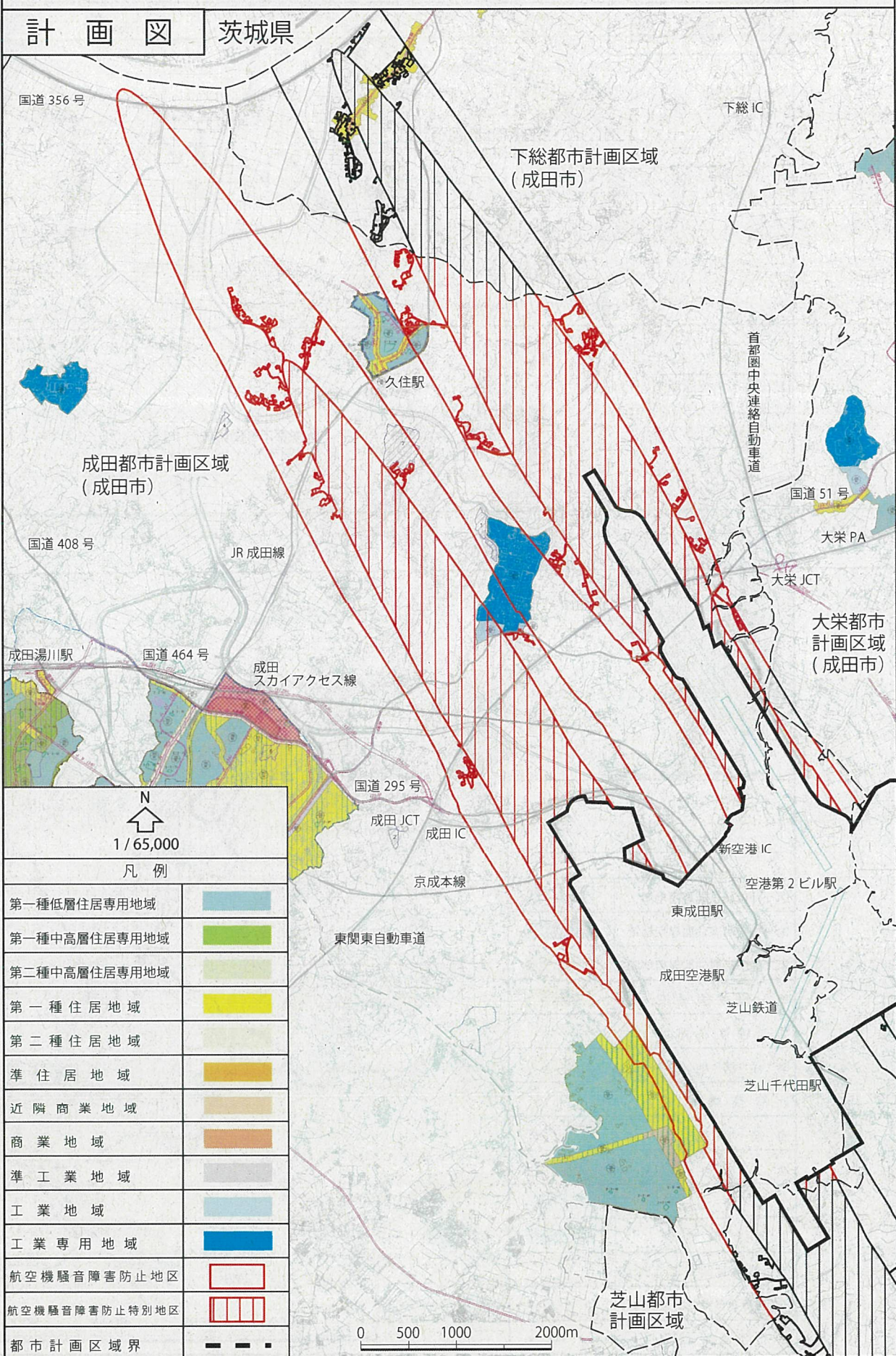
種 類	面 積		備 考 (面積の増減)
	新	旧	
航空機騒音障害防止地区	約 2, 9 8 1 ha	約 2, 8 2 9 ha	約 1 5 2 ha
航空機騒音障害防止特別地区	約 1, 3 8 5 ha	約 1, 2 5 8 ha	約 1 2 7 ha

成田都市計画航空機騒音障害防止地区 及び 航空機騒音障害防止特別地区の変更について(千葉県決定)

位置図

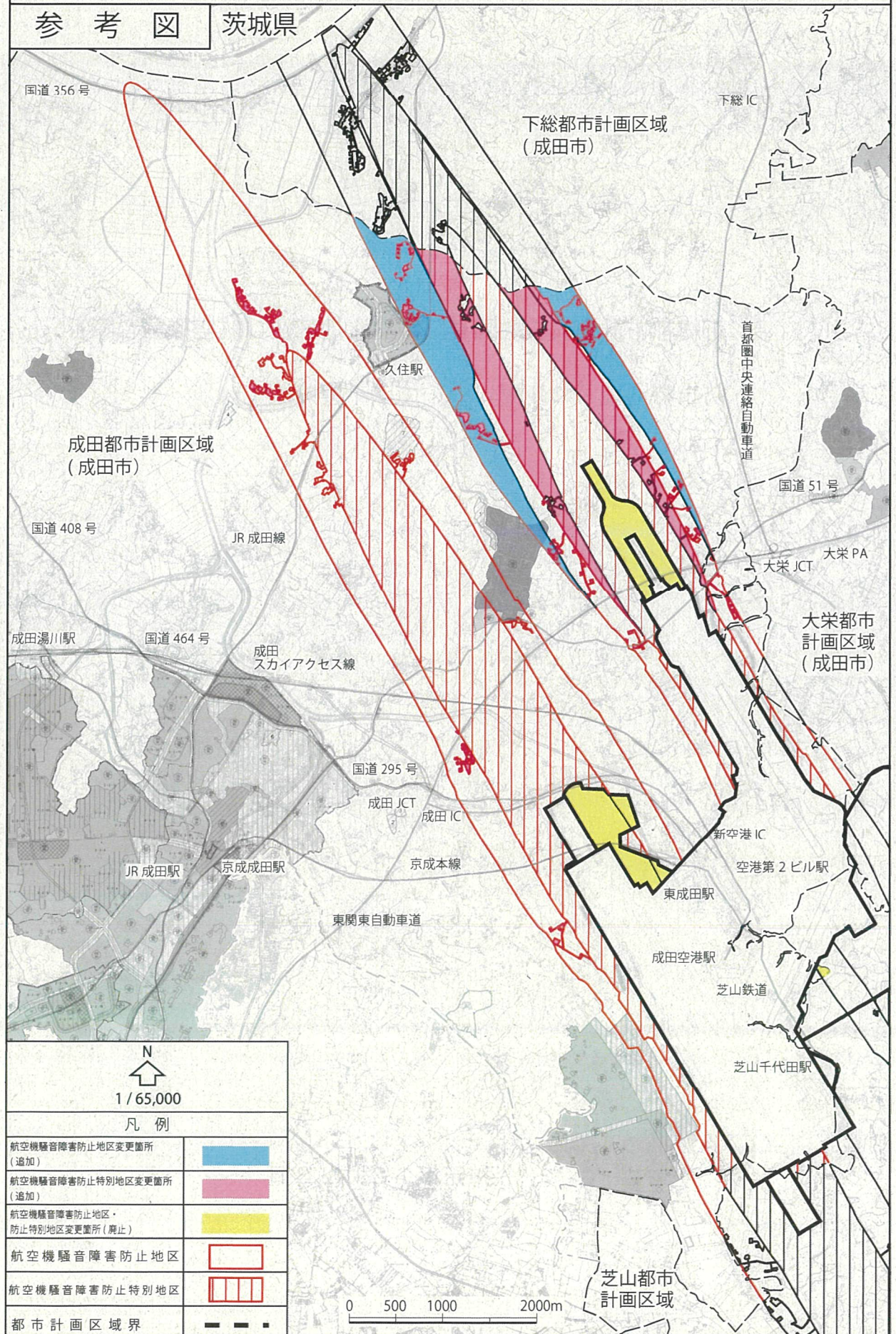


成田都市計画航空機騒音障害防止地区 及び 航空機騒音障害防止特別地区の変更について(千葉県決定)



成田都市計画航空機騒音障害防止地区 及び 航空機騒音障害防止特別地区の変更について(千葉県決定)

参考図 茨城県



議案第 3 号

下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害
防止特別地区の変更について（千葉県決定）

令和元年 12 月 23 日



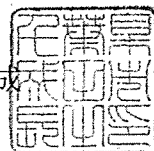
成都計第1195号

令和元年12月9日

成田市都市計画審議会

会長 宗藤 睦夫 様

成田市長 小泉 一成



下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止
特別地区の変更について（諮問）

令和元年7月18日付け都計第228号－2で千葉県知事より意見照会が
ありましたので、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき貴審議会の
意見を求めます。

下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更
(千葉県決定)

都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
航空機騒音障害防止地区	約 6 0 5 ha	成田国際空港
航空機騒音障害防止特別地区	約 2 3 9 ha	成田国際空港

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針の変更に伴い、航空機の騒音により生じる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図るため、航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を本案のとおり変更しようとするものである。

下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更理由書

成田国際空港は、今や年間約4,000万人に利用される東アジアを代表する国際拠点空港として、産業や観光振興、経済の発展において必要不可欠なインフラとなっている。

また、国においては、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを掲げており、観光ビジョン目標の達成、国際競争力の強化、国内各地への経済波及効果の観点から首都圏空港としての機能強化を図ることとしており、成田国際空港と東京国際空港を合わせ、航空機年間発着回数約100万回に向けた取組みを進めているところである。

このような背景の中、成田国際空港は、平成30年3月に国、県、空港周辺9市町、成田国際空港株式会社の四者でB滑走路の延伸、C滑走路の増設や夜間飛行制限の変更といった更なる機能強化について合意し、航空機年間発着容量50万回を担うこととなっている。

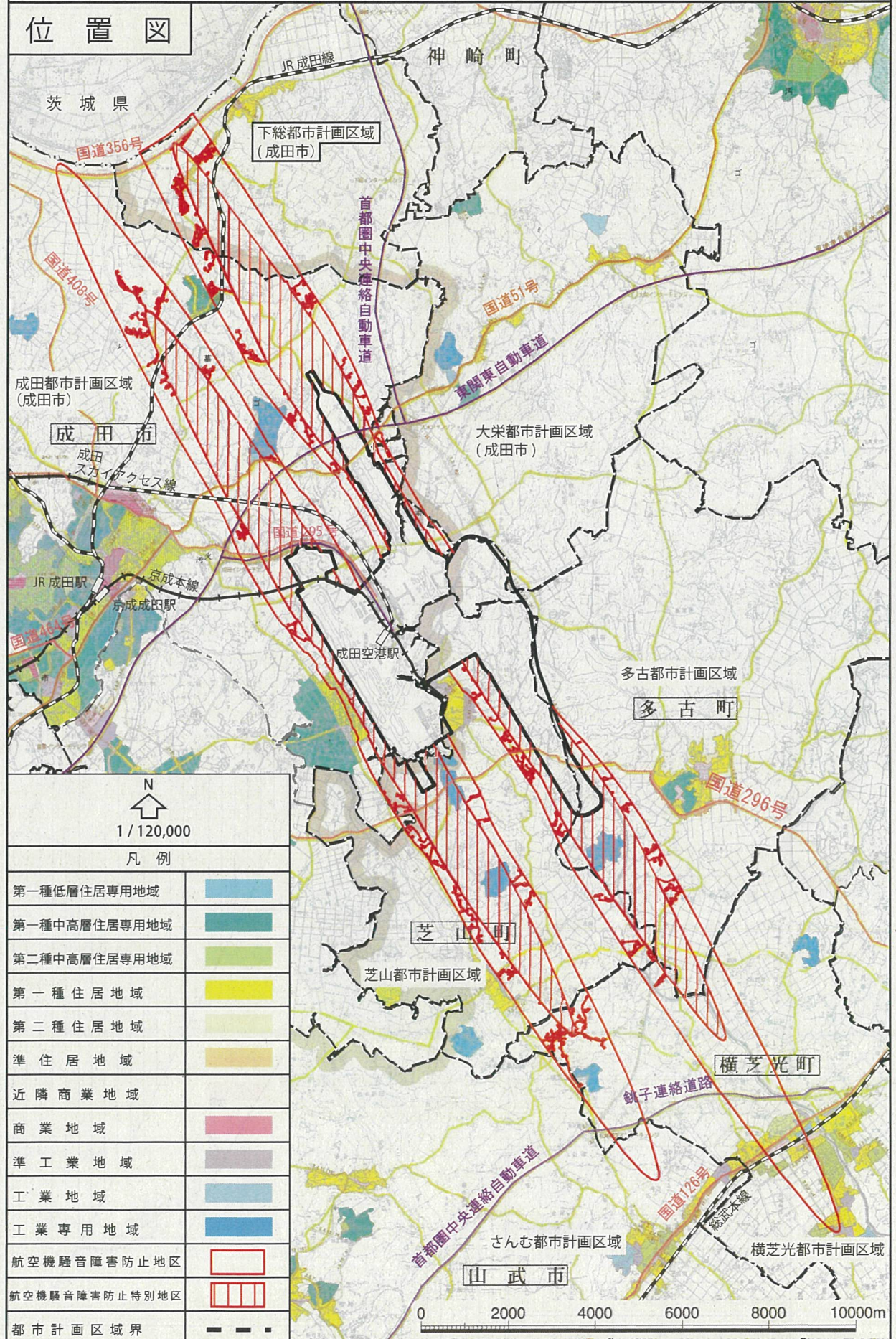
今回、更なる機能強化に伴い、成田国際空港周辺地域については、航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地区が拡大することから航空機の騒音により生ずる障害を防止しあわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があるため、航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を変更するものである。

新 旧 対 照 表

種 類	面 積		備 考 (面積の増減)
	新	旧	
航空機騒音障害防止地区	約 6 0 5 ha	約 2 3 4 ha	約 3 7 1 ha
航空機騒音障害防止特別地区	約 2 3 9 ha	約 1 8 ha	約 2 2 1 ha

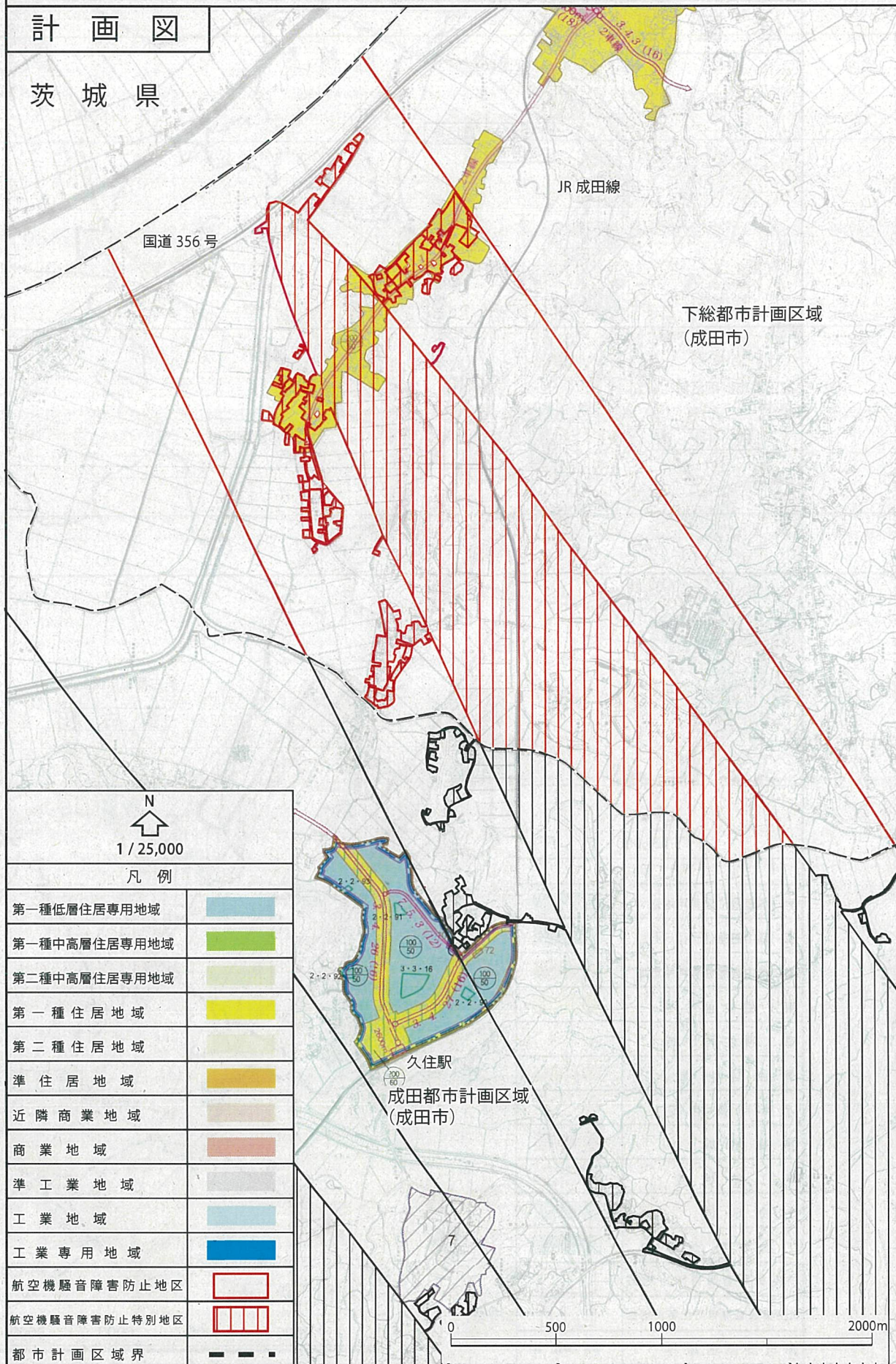
下総都市計画航空機騒音障害防止地区 及び 航空機騒音障害防止特別地区の変更について(千葉県決定)

位置図



下総都市計画航空機騒音障害防止地区 及び 航空機騒音障害防止特別地区の変更について(千葉県決定)

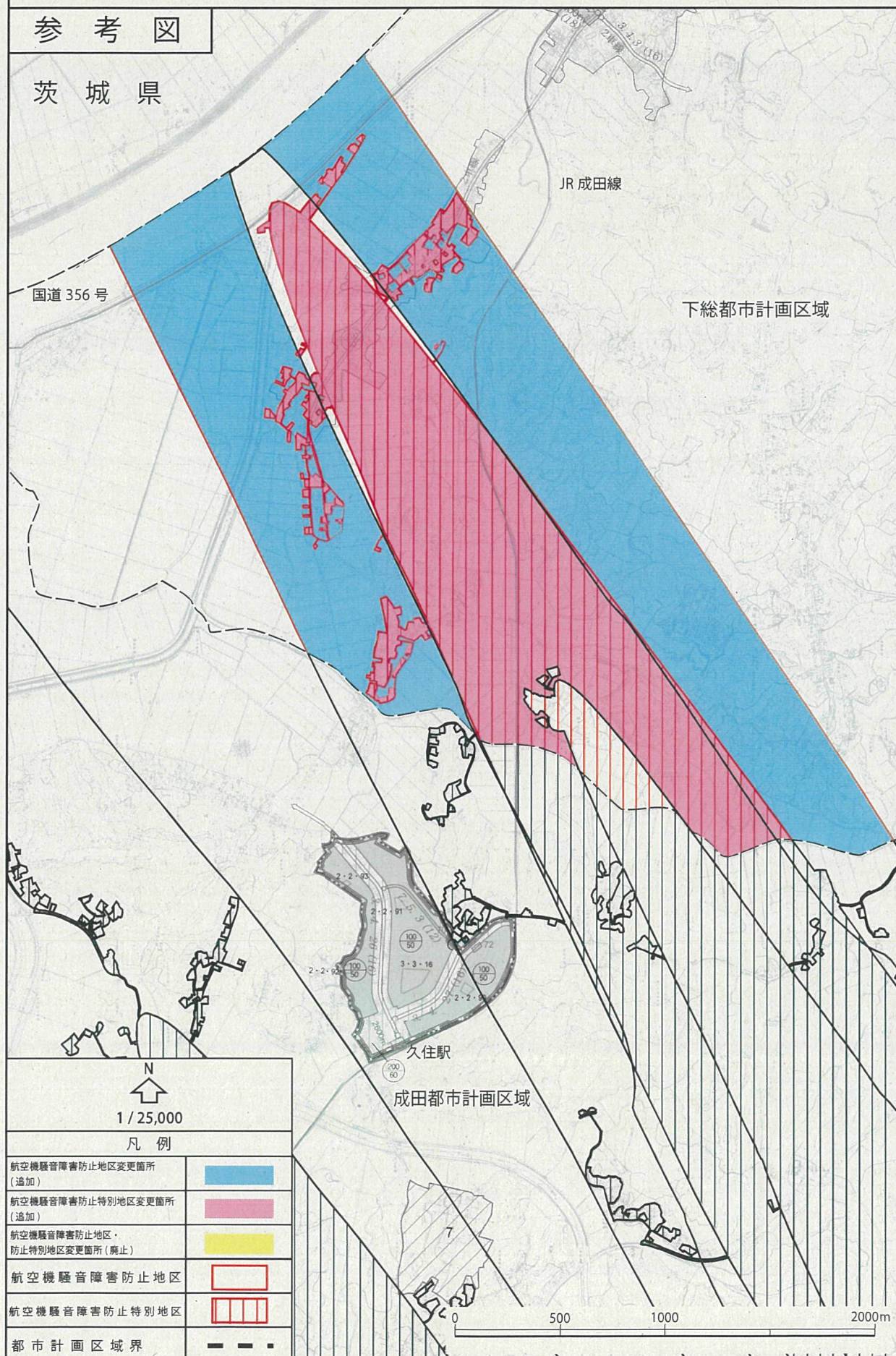
計 画 図



下総都市計画航空機騒音障害防止地区 及び 航空機騒音障害防止特別地区の変更について(千葉県決定)

参 考 図

茨 城 県



議案第 4 号

大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害
防止特別地区の変更について（千葉県決定）

令和元年 12 月 23 日



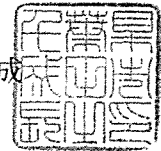
成田計第1196号

令和元年12月9日

成田市都市計画審議会

会長 宗藤 睦夫 様

成田市長 小泉 一成



大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止
特別地区の変更について（諮問）

令和元年7月18日付け都計第229号－2で千葉県知事より意見照会が
ありましたので、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき貴審議会の
意見を求めます。

大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更
(千葉県決定)

都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
航空機騒音障害防止地区	約 1 7 ha	成田国際空港
航空機騒音障害防止特別地区	約 1 . 6 ha	成田国際空港

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針の変更に伴い、航空機の騒音により生じる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図るため、航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を本案のとおり変更しようとするものである。

大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更理由書

成田国際空港は、今や年間約4,000万人に利用される東アジアを代表する国際拠点空港として、産業や観光振興、経済の発展において必要不可欠なインフラとなっている。

また、国においては、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを掲げており、観光ビジョン目標の達成、国際競争力の強化、国内各地への経済波及効果の観点から首都圏空港としての機能強化を図ることとしており、成田国際空港と東京国際空港を合わせ、航空機年間発着回数約100万回に向けた取組みを進めているところである。

このような背景の中、成田国際空港は、平成30年3月に国、県、空港周辺9市町、成田国際空港株式会社の四者でB滑走路の延伸、C滑走路の増設や夜間飛行制限の変更といった更なる機能強化について合意し、航空機年間発着容量50万回を担うこととなっている。

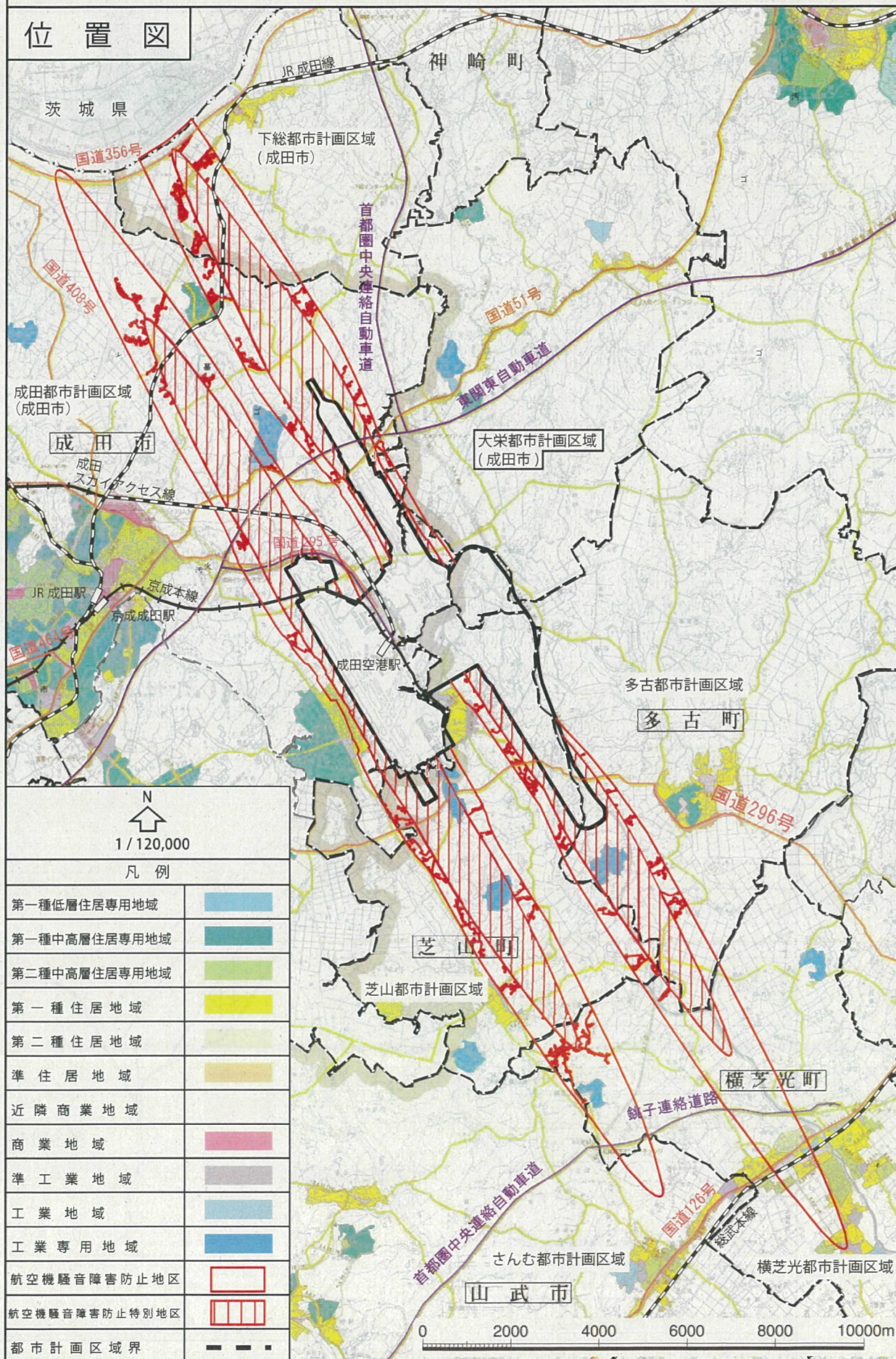
今回、更なる機能強化に伴い、成田国際空港周辺地域については、航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地区が拡大することから航空機の騒音により生ずる障害を防止しあわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があるため、航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を変更するものである。

新 旧 対 照 表

種 類	面 積		備 考 (面積の増減)
	新	旧	
航空機騒音障害防止地区	約 1.7 ha	約 1.7 ha	0 ha
航空機騒音障害防止特別地区	約 1.6 ha	約 1.5 ha	約 0.1 ha

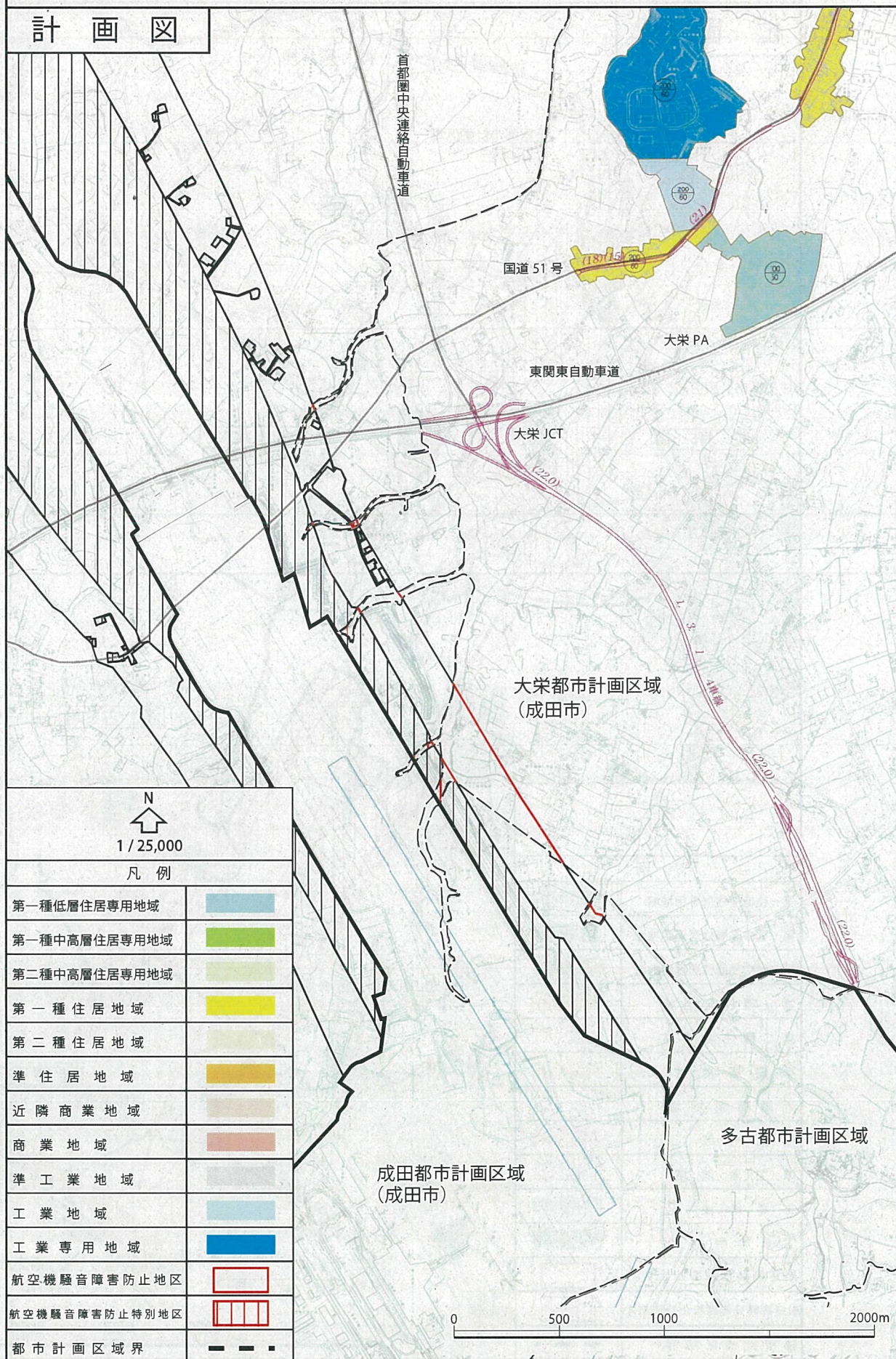
大栄都市計画航空機騒音障害防止地区 及び 航空機騒音障害防止特別地区の変更について（千葉県決定）

位置図



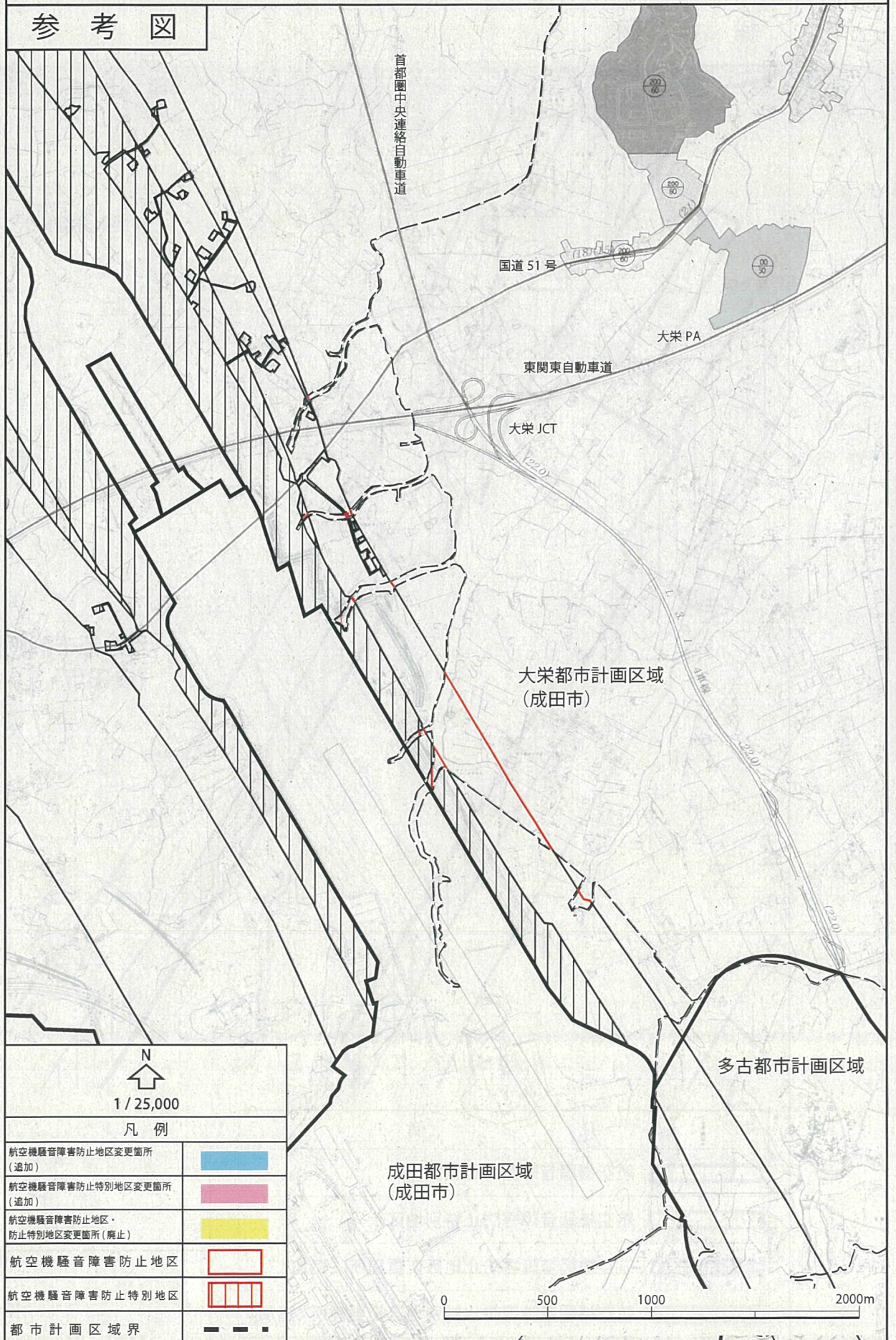
大栄都市計画航空機騒音障害防止地区 及び 航空機騒音障害防止特別地区の変更について(千葉県決定)

計 画 図



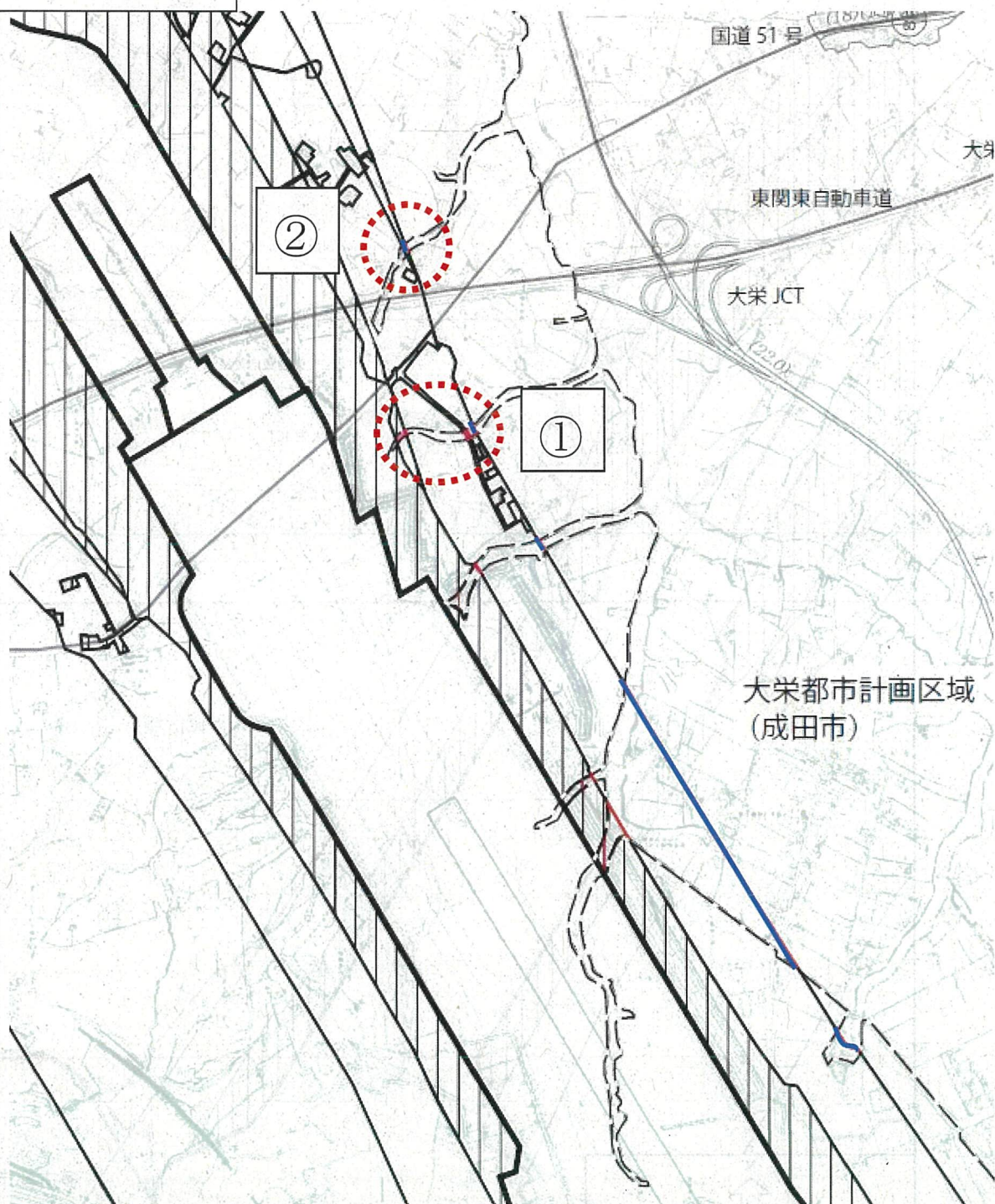
大栄都市計画航空機騒音障害防止地区 及び 航空機騒音障害防止特別地区の変更について（千葉県決定）

参考図



大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について（千葉県決定）

総 括 図

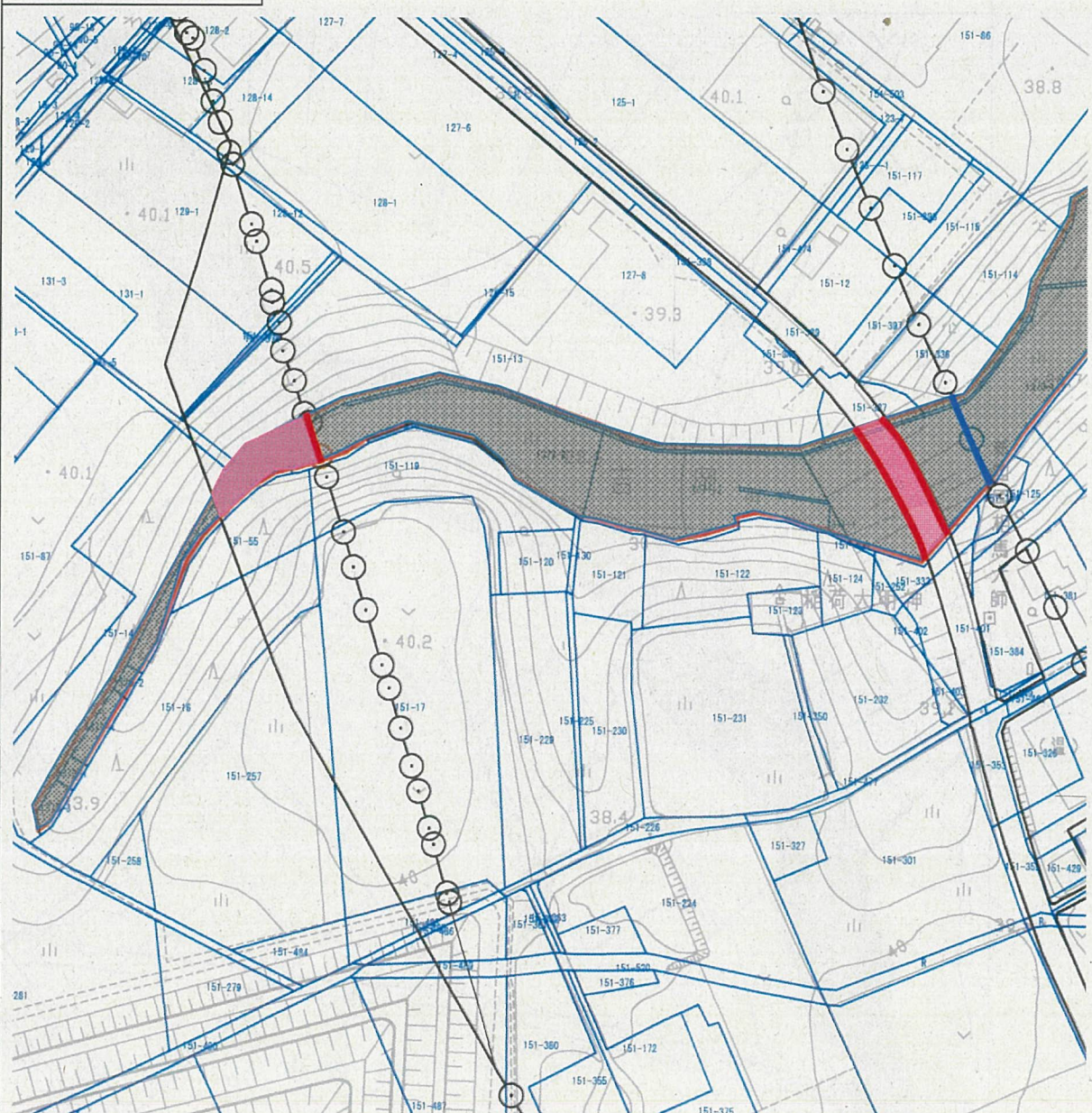


凡 例	
	航空機騒音障害防止地区
	航空機騒音障害防止特別地区
	航空機騒音障害防止地区変更箇所（追加）
	航空機騒音障害防止特別地区変更箇所（追加）

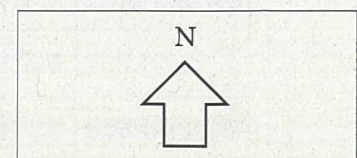
凡	例
	拡大箇所

大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の
変更について（千葉県決定）

参考図①

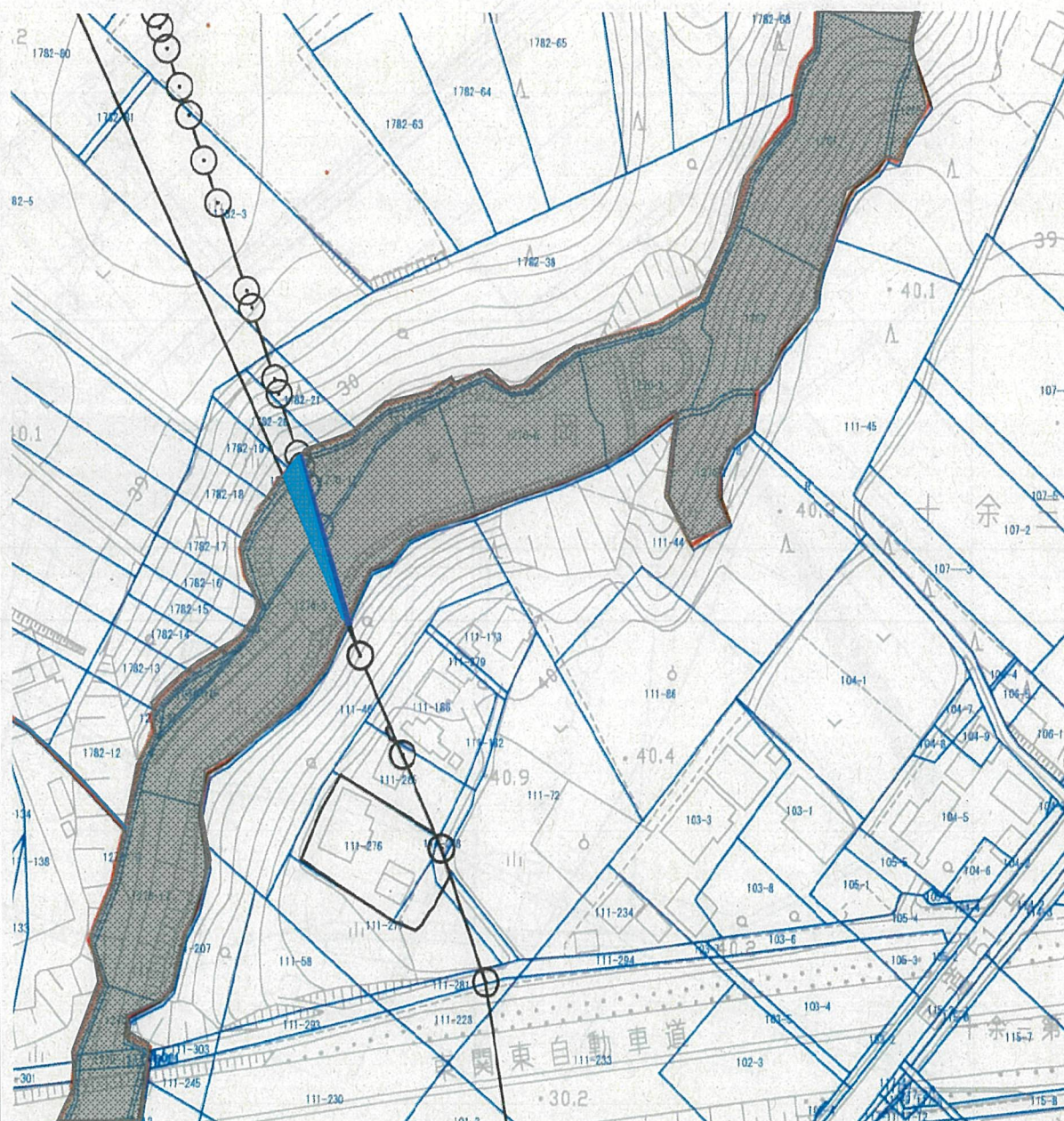


凡 例	
	航空機騒音障害防止地区
	航空機騒音障害防止特別地区
	航空機騒音障害防止地区変更箇所（追加）
	航空機騒音障害防止特別地区変更箇所（追加）
	大栄都市計画区域

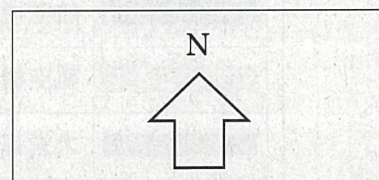


大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の
変更について（千葉県決定）

参考図②



凡 例	
	航空機騒音障害防止地区
	航空機騒音障害防止特別地区
	航空機騒音障害防止地区変更箇所（追加）
	航空機騒音障害防止特別地区変更箇所（追加）
	大栄都市計画区域



議案第 5 号

都市再生整備計画事業の事後評価について（諮問）

令和元年 12 月 23 日



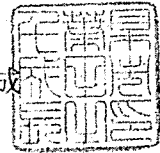
成 都 計 第 1 1 8 3 号

令 和 元 年 1 2 月 4 日

成田市都市計画審議会

会長 宗藤 睦夫 様

成田市長 小泉 一成



都市再生整備計画事業の事後評価について（諮問）

このことについて、別紙のとおり事後評価を実施しましたので、その妥当性及び今後のまちづくり方針についてご審議いただきたく、貴審議会に諮問します。

都市再生整備計画 事後評価シート(原案)

公津の杜駅周辺地区
(都市再構築戦略事業(人口密度維持タイプ))

令和元年12月

千葉県成田市

様式2-1 評価結果のまとめ

都道府県名	千葉県	市町村名	成田市	地区名	公津の杜駅周辺地区(都市再構築戦略事業)			面積	112.6ha				
交付期間	平成27年度～令和元年度	事後評価実施時期	令和元年度	交付対象事業費	0	国費率	0						
1)事業の実施状況	当初計画に位置づけ、実施した事業	基幹事業	事業名										
		提案事業	-										
		-											
	当初計画から削除した事業	基幹事業	事業名		削除/追加の理由		削除/追加による目標、指標、数値目標への影響						
		提案事業	-		-		-						
		基幹事業	-		-		-						
		提案事業	-		-		-						
	新たに追加した事業	基幹事業	-		-		-						
		提案事業	-		-		-						
	交付期間の変更	当初	平成27年度～令和元年度	交付期間の変更による事業、指標、数値目標への影響		-							
	変更	-											
2)都市再生整備計画に記載した目標を定量化する指標の達成状況	指標		単位	従前値	目標値	数値		目標達成度	1年以内の達成見込み	効果発現要因(総合所見)	フォローアップ予定時期		
	指標1	公津の杜駅の利用者数	(人/日)	10,134	H26	11,000	R1	14,652	○	あり	-	国際医療福祉大学の設置により、公津の杜駅を教職員や学生が利用することにより、公津の杜駅の利用者数が増加したものと考えられる。	令和2年12月
										なし	-		
	指標2	公津の杜複合施設(図書館)利用者数	(人)	74,556	H26	77,300	R1	79,390	○	あり	-	国際医療福祉大学の設置により、公津の杜複合施設(図書館)を教職員や学生が利用することにより、公津の杜複合施設(図書館)の利用者数が増加したものと考えられる。	令和2年12月
										なし	-		
	指標3	区域内の人口密度	(人/ha)	77	H26	77	R1	86	○	あり	-	国際医療福祉大学の設置により、教職員や学生が公津の杜駅周辺地区に居住したことにより、公津の杜地区における定住者の増加につながり、人口密度の維持に貢献したものと考えられる。	令和2年12月
										なし	-		
3)その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現状況	指標		単位	従前値	目標値	数値		目標達成度	1年以内の達成見込み	効果発現要因(総合所見)	フォローアップ予定時期		
	その他の数値指標1												
4)定性的な効果発現状況	なし												
5)実施過程の評価			実施内容			実施状況			今後の対応方針等				
	モニタリング	なし				都市再生整備計画に記載し、実施できた							
						都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した			-				
						都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった							
	住民参加プロセス	なし				都市再生整備計画に記載し、実施できた							
						都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した			-				
						都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった							
持続的なまちづくり体制の構築	なし				都市再生整備計画に記載し、実施できた								
					都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した			-					
					都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった								

様式2-2 地区の概要

公津の杜駅周辺地区(都市再構築戦略事業)								
まちづくりの目標		目標を定量化する指標		従前値		目標値		評価値
大目標: 大学を活用したまちづくりの推進		公津の杜駅の利用者数	単位: 人/日	10,134	H26	11,000	R1	14,652
小目標①: 駅前空間のにぎわいの創出		公津の杜複合施設(図書館)利用者数	単位: 人	74,556	H26	77,300	R1	79,390
小目標②: 大学を核とした、学びの場や地域活力の創出		区域内の人口密度	単位: 人/ha	77	H26	77	R1	86
小目標③: 駅周辺地域の人口密度の維持								

まちの課題の変化	○平成11年の区画整理事業の完了後も、公津の杜駅北側の民間所有地が低未利用地となっていたことから、市が取得し、医科系大学を誘致することで、若年層を中心とした人口の定住化が求められている。 - 大学の誘致により、地区内の居住人口が増加し、人口密度が維持されることで、持続的なまちづくりが推進された。 - 今後も駅周辺のオープンスペースの活用や大学と連携した地域交流を推進し、にぎわいのあるまちづくりを進めていく必要がある。 - 引き続き地区内への人口定着を図っていくため、公園や道路などの都市施設の整備を行うなど、快適な住環境の形成を進めていく必要がある。
今後のまちづくりの方策(改善策を含む)	- 駅周辺のオープンスペースの活用を推進し、学生と地域が交流するにぎわいのあるまちづくりを進める。 - 既存の公益施設「もりんぴあ」(図書館、ホール、ギャラリー、生涯学習施設等)や大学と連携した地域交流を推進する。 - 地区内への人口定着を図るため、公園や道路などの都市施設の整備を行うなど、快適な住環境の形成を推進する。

議案第 6 号

成田市都市計画審議会の運営に関する規程の改正について（付議）

令和元年 12 月 23 日

成 都 審 第 3 号

令和元年12月19日

成田市都市計画審議会

会長 宗 藤 睦 夫

成田市都市計画審議会の運営に関する規程の改正について（付議）

このことについて、成田市都市計画審議会設置条例第7条の規定に基づき、
本審議会に付議します。

成田市都市計画審議会の運営に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、成田市都市計画審議会設置条例（平成12年成田市条例第15号。以下「条例」という）第7条の規定に基づき、成田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 条例第2条第2項第1号に規定する学識経験のある者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 都市計画について学術研究又は高等教育を行う者
- (2) 千葉県の職員として都市計画に関する行政に経験のある者
- (3) 成田市の職員として都市計画に関する行政に経験のある者
- (4) 農業に識見を有する者
- (5) 商工業に識見を有する者

2 条例第2条第2項第3号に規定する関係行政機関若しくは千葉県の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 千葉県印旛農業事務所長
- (2) 千葉県成田土木事務所長
- (3) 千葉県成田警察署長

3 条例第2条第2項第3号に規定する市民は、公募により選出された者とする。

（委員の代理）

第3条 前条第2項各号に掲げる者に事故あるときは、その職務を代理する者が、議事に参与し、決議の数に加わることができる。

（会議の招集）

第4条 会長は、条例第5条第1項の規定により会議を招集するときは、会議の日時及び場所並びに会議に付する事項を示した文書をもって各委員並びに臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

（会議の公開）

第5条 審議会の会議は、成田市情報公開条例（平成17年成田市条例第52号）第24条の規定により原則公開するものとする。

（議事録の作成及び署名）

第6条 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所

- (4) 出席者名（委員，事務局）
 - (5) 傍聴者の数
 - (6) 議案
 - (7) 審議内容
 - (8) 前各号に定めるもののほか，会長が必要と認める事項
- 2 前項第7号の審議内容の記述は，発言者については，議長，委員，事務局で表し，委員について委員名を記載する。また，発言内容については，議論の内容が明確となるよう記載する。
- 3 議事録には，議長が指名した議事録の署名委員2名が署名するものとする。
（その他）

第7条 審議会は，まちづくりに関し必要な事項を審議することができる。

附 則

この規程は，平成26年1月31日から施行する。

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和元年12月23日から施行する。

新旧対照表

改正案	現行
成田市都市計画審議会の運営に関する規程 (趣旨) 第1条 略 (委員) 第2条 略 (委員の代理) 第3条 略 (会議の招集) 第4条 略 (会議の公開) 第5条 審議会の会議は、成田市情報公開条例（平成17年成田市条例第52号）第24条の規定により原則公開するものとする。 (議事録の作成及び署名) 第6条 議事録には、次の事項を記載するものとする。 (1) 会議名 (2) 開催日時 (3) 開催場所 (4) 出席者名（委員，事務局） (5) 傍聴者の数	成田市都市計画審議会の運営に関する規程 (趣旨) 第1条 略 (委員) 第2条 略 (委員の代理) 第3条 略 (会議の招集) 第4条 略 (会議の公開) 第5条 審議会の会議は、成田市情報公開条例（平成17年成田市条例第52号）第24条の規定により原則公開するものとする。 (議事録の作成及び署名) 第6条 議事録には、次の事項を記載するものとする。 (1) 会議名 (2) 開催日時 (3) 開催場所 (4) 出席者名（委員，事務局） (5) 傍聴者の数

(6) 議案 (7) 審議内容 (8) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項 2 前項第7号の審議内容の記述は、発言者については、議長、委員、事務局で表し、<u>委員については委員名を記載する。</u>また、発言内容については、議論の内容が明確となるよう記載する。 3 議事録には、議長が指名した議事録の署名委員2名が署名するものとする。 (その他) 第7条 審議会は、まちづくりに関し必要な事項を審議することができる。 附 則 この規程は、平成26年1月31日から施行する。 附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和元年12月23日から施行する。</u>	(6) 議案 (7) 審議内容 (8) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項 2 前項第7号の審議内容の記述は、発言者については、議長、委員、事務局で表し、<u>委員については記号で発言者を区別するものとする。</u>また、発言内容については、議論の内容が明確となるよう記載する。 3 議事録には、議長が指名した議事録の署名委員2名が署名するものとする。 (その他) 第7条 審議会は、まちづくりに関し必要な事項を審議することができる。 附 則 この規程は、平成26年1月31日から施行する。 附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
--	--